

# 電気設備共通仕様書

## 第1章 総則

### 第6101条 適用範囲

1. 本仕様書は、公益財団法人山梨県下水道公社（以下「公社」という。）が管理する電気設備の修繕に適用する。
2. 設計図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
3. 仕様書、特記仕様書及び設計図面に疑義が生じた場合は、公社と受注者との協議により決定する。

### 第6102条 用語の定義

用語の定義は、公社共通仕様書第1102条の規定に基づくものとする。

### 第6103条 法令等の遵守

法令等の遵守は、公社共通仕様書第1115条の規定に基づくものとする。

### 第6104条 提出書類

1. 受注者は、契約締結後速やかに次の各号の書類を提出し、承諾を受けた上、修繕に着手すること。

（各2部）

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| 一 現場代理人及び主任技術者通知書   | （ 7日以内） |
| 二 工程表               | （ 7日以内） |
| 三 施工計画書             | （30日以内） |
| 四 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者届 | （30日以内） |

〔酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習終了証（第二種）の写しを添付のこと〕

※ただし、酸素欠乏等の危険を伴う作業のある場合

2. 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、直ちに変更届を提出すること。
3. 受注者は、修繕が完成したときは、速やかに次の各号の書類を提出すること。（指定のないものは各1部）

- |            |      |
|------------|------|
| 一 完成届      | （2部） |
| 二 出来高調書    |      |
| 三 完成図書一式   | （2部） |
| 四 契約代金請求書  |      |
| 五 修繕目的物引渡届 | （2部） |

4. 前記各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指示した期日までに提出すること。

### 第6105条 修繕の着手

修繕の着手とは、修繕開始日以降の実際の修繕のための準備工（現場事務所等の設置又は現地調査をいう。）又は工場製作を含む修繕における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

第6106条 関係官庁への手続き等

1. 受注者等は、関係官公庁への手続き等については、公社共通仕様書第1111条の規定に基づくものとする。
2. 受注者は、契約締結後速やかに関係官公庁等に作業上必要な届出又は許可申請を行い、許可等を受けること。

第6107条 現場体制

1. 受注者は、契約締結後速やかに現場代理人並びに修繕の技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に現場代理人を常駐させて所定の業務に従事させること。
2. 酸素欠乏等の危険を伴う作業を行う場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、現場に常駐させ所定の業務に従事させること。
3. 受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。
4. 受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのための十分な数の作業員を配置すること。

第6108条 施工体制台帳

1. 受注者は、修繕を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、修繕現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。
2. 第1項の受注者は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、修繕関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。
3. 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者及び第1項の受注者の専門技術者に、修繕現場内において、修繕名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。

<b>監理（主任）技術者</b>	
<b>写真</b>  2cm×3cm <b>程 度</b>	<b>氏 名</b> ○○ ○○
	<b>修繕名</b> ○○修繕
	<b>工 期</b> 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	<b>会 社</b> ◇◇株式会社
	<b>印</b>

[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする

[注2] 所属会社の社印とする。

図1-1-1 名札の標準図

4. 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。
5. 発注者が認めた軽微な修繕等については、施工体制台帳等の提出を省略することができる。ただし、この場合、「下請負届」により、下請負人の名称、下請負の種類、期間、範囲及び下請負人に対する指導方法等について届け出なければならない。

#### 第6109条 地元関係者等の交渉等

1. 受注者は、地元関係者等の交渉等については、公社共通仕様書第1112条の規定に基づき行うこと。
2. 受注者は、いかなる理由があっても、地元住民等から報酬又は手数料等を受けてはならない。なお、協力者及び使用人等についても、上記の行為の内容について十分監督指導すること。
3. 使用人等が前項の行為を行ったときは、受注者がその責任を負うこと。

#### 第6110条 損害賠償及び補償

1. 受注者等の損害賠償は、公社共通仕様書第1123条の規定に基づくものとする。
2. 受注者は、施設の損傷及び第三者等に損害を及ぼしたときは、直ちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに対処すること。

#### 第6111条 事前調査

受注者は、着手に先立ち、現地の状況、関連工事、その他について綿密な調査を行い、十分に現場の状況を把握し、修繕を実施すること。

#### 第6112条 工程管理

1. 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
2. 予定の作業工程と実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて作業の円滑な進行を図ること。
3. 作業実施の都合上、修繕期間に含んでいない日（祝日又は休日等）に作業を行う必要がある場合は、あらかじめその作業内容、作業時間等について監督員の承諾を得ること。

#### 第6113条 作業記録写真

受注者は、次の各号に従って作業記録写真を撮影し、作業が終了したときは工種ごとに工程順に編集したものを写真帳に整理し、「完成届」に添付して監督員に提出すること。

- 一 作業前、作業後の状況を同一方向で撮影すること。
- 二 写真は件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- 三 一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- 四 写真は、原則としてカラー写真とし、大きさはサービス判とすること。

## 第2章 安全管理

### 第6201条 一般事項

公社共通仕様書第1128条に基づき行うこと。

### 第6202条 安全教育

受注者は、作業に従事する者に対して定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業者等の安全意識の向上を図ること。

### 第6203条 労働災害防止

1. 受注者は、現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
2. 酸素欠乏等の危険を伴う場所に入入りし、又はこれら内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有害ガス等の有無を作業開始前及び作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合にはその指示に従うこと。
3. 作業中、酸素欠乏空気や有害ガス等が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及びその他関係機関に緊急連絡を行いその指示により適切な措置を講ずること。
4. 資格を必要とする諸機械を取扱う場合には、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。
5. 現場において人身事故が発生した場合は、速やかに事故報告書を作成し、監督員に報告すること。

### 第6204条 公衆災害防止

受注者は作業中、常時作業現場周辺の居住者の安全に努め、現場の保安対策を十分講ずること。

## 第3章 その他

### 第6301条 修繕の完成

受注者の修繕の完成は、所定の書類が提出された後、検査員の検査をもって完成とする。

### 第6302条 検査

公社共通仕様書第1116条の規定に基づき行うものとする。

### 第6303条 その他

本仕様書に定めない事項については、監督員に報告し、指示を受け処理すること。